

平成18年度街区まるごとCO₂20%削減事業公募要領

平成18年9月
環境省地球環境局地球温暖化対策課

環境省では、平成18年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）により、街区まるごとCO₂20%削減事業を行うこととしています。

事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

ご応募いただいた事業が採択された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱」（以下、交付要綱という。）及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）実施要領」（以下、実施要領という。）に従って手続き等を行っていただくことになります。

なお、環境省としては、平成19年度においても、予算の許す範囲内で、本事業に係る新規の事業公募を行いたいと考えておりますので、事業計画が未成熟等の理由により今回は応募できないが次回公募があれば応募を検討したい事業についても、その旨明記の上、是非ご提案下さい。

公募要領目次(街区まるごとCO₂20%削減事業)

1. 対象事業の概要及び目的
2. 補助対象となる事業について
3. 応募の方法について
4. 補助対象事業の報告等について

共通的な留意事項について

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助金の経理等について

補助事業における利益等排除について

街区まるごとCO₂20%削減事業の募集について

1. 対象事業の概要及び目的

京都議定書目標達成計画において定められた民生部門のエネルギー起源二酸化炭素の削減の目標の目安は、2010年に現状よりおよそ20%削減しなければならないとするものです。

家庭部門及び業務部門については、世帯数及び延べ床面積が増大する傾向にあることから、「点」である個別の住宅や建築物に係る対策に加え、「面」の対策を取り入れていくことが必要です。「面」の対策とは、例えば、エリア内の建物の中で、エネルギー融通を行ったり、未利用エネルギーを活用したりすることなどを通じて、従来の個別の対策では到達できない、より効率的な仕組みを導入するものです。

本事業は、新たな宅地開発や都市再開発、コンバージョンなどが行われる面的な広がりをもった一定のエリアにおいて、面的な省CO₂対策を導入し、エリア内の建物におけるCO₂排出量を効率的に削減する事業を行い、脱温暖化社会に向けた面的開発の新たなモデルの構築を行うものです。

2. 補助対象となる事業について

(1) 事業の対象者

街区等一定の面的な広がりを持った一の区域において、省CO₂性に優れた住宅群又は業務用建築物群を建設する民間団体等、若しくは既設の業務用建築物に省CO₂機器等の導入を行う民間団体等

(2) 補助事業の内容

街区等の区域全体の住宅・建築物におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減するために、省CO₂性に優れた設備等の導入を行う場合に、以下を要件として、その費用の一部を補助します。

対象となる街区において、個別の住宅・住戸、建築物における対策のみならず、複数の住宅・住戸等による再生可能エネルギー供給設備の共同利用、複数の住宅等の中でのエネルギーの融通など、面的な省CO₂対策を講じること。

当該設備等の導入により、街区全体のCO₂排出量を標準的な街区におけるCO₂排出量に比べて20%以上削減できること。標準的な街区におけるCO₂排出量とは、当該街区内で予定している事業と同程度の規模（計画戸数・計画床面積）の住宅・建築物において、当該省CO₂設備等を採用せず、かつ、次世代省エネルギー基準（注）相当を前提とした標準的な設計で計画した場合に、街区全体で予想されるエネルギー消費に伴い排出されるCO₂排出量とします。

（注）次世代省エネルギー基準とは、住宅に関しては、「住宅に係るエネルギー使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者

の判断の基準(平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号)、住宅以外の建築物に関しては、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」(平成15年経済産業省・国土交通省第1号)を指す。

事業において整備される住宅又は建築物が、次世代省エネルギー基準相当の仕様であること。床面積2,000㎡以上の住宅を含む建築物については、着工に際して「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき所管行政庁に提出した省エネルギー措置に係る届出書の写しを提出すること。さらに、住宅については、竣工後に「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「建設住宅性能評価書」の提出等により次世代省エネルギー基準相当の性能を有することを客観的に示すこと。

事業の規模が、戸建住宅のみで構成される街区等の場合、概ね100戸程度またはそれ以上、集合住宅や業務用建築物のみで構成される街区等の場合、住棟・建築物数棟又はそれ以上であること。

対象区域全体の設備等の導入が、原則として平成21年3月末までに完了する見込みであること。設備等の導入が平成19年度以降に亘って行われる場合には、本年度の補助対象は、本年度に導入が完了する設備等となり、次年度に導入する設備等の導入に係る補助については、次年度に、前年度の事業実施状況、執行可能な予算額等を踏まえて審査の上改めて決定します。

平成20年9月末までに、街区の全部又は一部の住宅・建築物の利用が開始されると見込まれており、利用開始から平成21年3月末までの期間(1年程度以上であることが望ましい)、それら利用が開始された住宅・建築物において、利用段階でのCO₂排出削減量の算定・評価を行うことができると見込まれること。

本事業に係るCO₂削減効果については、計画段階から実施段階にかけて、第三者による評価を行うこととしていることから、その評価に必要な情報の提供等について、住宅の購入者や建築物の使用者等に対する周知を含め、適切な協力を行うこと。また、街区の利用開始後(対策導入後)のCO₂削減効果の算定・評価に必要なエネルギー消費量の計測・算定方法が適切に立案されていること(注)。

(注)利用開始後(対策導入後)のCO₂削減効果の算定・評価等は、本公募に基づく補助事業の採択後に、採択された事業において立案されたエネルギー消費量の計測・算定方法を踏まえて、環境省二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費により、別途実施者を選定して行うこととなります。

本事業において導入した設備等を住宅等の購入者等の最終所有者に譲渡する場合は、当該設備等が補助金の交付を受けていること等を証明できる書類等を提示すること。

(3)補助対象経費

対象経費

対象区域でエネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減するための設備等（注）の導入事業を行うために必要な費用と、当該設備等を採用せず、次世代省エネルギー基準相当を前提とした一般的な設備等の導入事業を行う場合に必要な費用との差額並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費とします。ここで「必要な費用」とは、本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費とします。

（注）補助対象の設備等は、対象区域で面的な省CO₂対策を講じるための設備及び個別の住宅・住戸・建築物において導入される省CO₂設備等。ただし、面的な対策を含まない、個別の住宅等における省CO₂設備等の導入のみの事業は補助対象になりません。

また、住宅・住戸用の給湯設備については、CO₂冷媒ヒートポンプ方式（エネルギー消費効率（COP）3.0以上）、潜熱回収方式（熱効率0.9以上）又はガスエンジン方式（総合エネルギー効率0.85以上）若しくはこれらと同等以上にCO₂排出原単位の低い方式の給湯器を補助対象とします。

当該差額を算定するに当たって比較対象となる同種の一般的な設備等については、事業を行う地域における新築の住宅又は建築物等に一般的に導入されている設備等とし、断熱材、ガラス、サッシ、ドア等については、事業を行う地域において、次世代省エネルギー基準に相当する住宅又は建築物を整備する場合に一般的に導入されている設備等とします。事業の応募に当たっては、同種の一般製品について、それが「事業を行う地域における新築の住宅又は建築物等に一般的に導入されている製品」である旨の説明を付して提示してください。環境省においてその説明が適正かどうかを判断します。

交付額

対象経費の1/2を限度とします。

ただし、住宅・住戸用の給湯設備を導入する場合にあっては、一戸の給湯設備に対する交付額の上限を新築については5万円、既築については8万円とします。

(4)募集件数

予算(平成18年度約3.5億円)の範囲内で、応募内容を勘案して採択を行います。

3. 応募の方法等について

(1) 応募方法について

事業の応募に必要な書類を、郵送により、公募期間内に環境省地球温暖化対策課へ提出して下さい。書類は、封筒に入れ、宛名面に「街区まるごと CO₂20%削減事業応募書類」と赤字で明記して下さい。

公募期間

平成18年9月11日(月)～平成18年9月25日(月)

応募受付は、上記公募期間中、平成18年9月25日消印有効とします。

応募に必要な書類及び提出部数

[1] 申込書・事業実施計画書【別添1】

[2] 街区のCO₂削減率の算定方法・算定根拠(様式自由)(注1)

[3] 事業により整備予定の住宅又は建築物が次世代省エネルギー基準相当であるとする根拠(様式自由)(注2)

[4] 街区の利用開始後(対策導入後)のCO₂削減効果の算定・評価に必要なエネルギー消費量の計測・算定の方法(様式自由)(注3)

[5] 経費内訳【別添2】

設備等の導入が平成19年度以降に亘って行われる見込みである場合には、19年度以降の各年度の経費内訳も同じ様式で作成

これらの書類を二部ずつ提出してください。

【別添1】街区まるごとCO₂20%削減事業申込書・実施計画書

Word(.doc)形式

【別添2】街区まるごとCO₂20%削減事業に要する経費内訳

Word(.doc)形式

(注1) 事業実施計画書の<事業の効果・有望性>欄には、CO₂削減効果及びその算定根拠を簡潔にまとめ、詳細について[2]の書類で示すこと。

街区のCO₂削減率の算定に当たって、比較対象となる標準的な街区におけるCO₂排出量については、事業を行う地域における標準的なエネルギー使用量(世帯当たり、床面積当たり等)や、新築の住宅又は建築物等に一般的に導入されている設備等とその効率等を適宜設定するなどして計算を行い、それら計算に用いた数値等を算定根拠に含めて示すこと。

(注2) 住宅については「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅型式性能認定書等の認定書を取得している場合は、その写しを提出することで可。住宅に関してそうした認定書を取得していない場合や住宅以外の建築物の場合には、次世代省エネルギー基準又は「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」(平成18年国土交通省告示第378号)に示される個別の基準値や仕様等との比較により示すことも可。

(注3) 住宅・住戸又は建築物に通常設置される電気・ガス等の検針メーター等以外

に、エネルギー使用量等を計測する装置等を設置しようとする場合には、装置の数、設置箇所、設置工事の時期等を明記すること。

提出先

環境省地球環境局地球温暖化対策課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
合同庁舎 5 号館
電話：03-5521-8339（直通）

提出方法

原則として、簡易書留等により郵送して下さい。

(2)採択の可否等について

補助事業の決定

提出された応募書類をもとに、環境省において、以下の事項等に留意しつつ審査を行い、予算の範囲内において補助事業を選定（内示）します。なお、補助事業者の選定（内示）結果については、文書により応募者に通知します。

- ア 応募の内容が、本公募要領に示す要件を満たしていること。
- イ 事業効果(街区全体のCO₂削減効果)が高いこと
- ウ 事業計画の妥当性が高いこと。
 - ・ 事業が年次計画等に沿って無理なく実施されると見込まれること
等
- エ 面的省CO₂対策としてのモデル性が高いこと。
- オ その他緑化や通風確保等、街区の温熱環境の改善に配慮していること

補助事業交付申請について

選定（内示）された事業者は、選定（内示）の通知後に、環境省の示すところにより補助事業交付申請の手続きを行っていただきます。

交付決定

申請書に基づき、事業実施の交付決定を行いますので、交付決定日以降に当該事業を開始し、平成19年3月30日までに当該年度の対象設備等の導入を行って下さい。

4. 補助対象事業の報告等について

各年次の事業報告等については、別途指示するところにより報告書を作成し提出して下さい。

共通的な留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の予算の範囲内で交付するものとし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によるほか、この補助金の交付要綱に定めるところによることとします。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付要綱を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

(2) 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は環境省からの交付決定を受けた後に、事業開始することが原則となります（ただし、工期等の諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談下さい。）。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点（原則）を以下に記します。

- ・新規応募事業の場合、契約・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ・補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- ・当該年度に行われた委託等に対して当該年度中（出納整理期を含む。）に対価の支払い及び精算が行われること。

3. 補助金の経理等について

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2)実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を環境省宛て提出していただきます。

環境省は事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

なお、自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額といたします。また関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額（製造原価と販売費及び一般管理費の合計）を補助対象経費の実績額とします【「補助事業における利益等排除について」参照】。

(3)補助金の支払い

補助事業者は、環境省から確定通知を受けた後、精算払い請求書を提出していただきます。その後環境省から補助金を支払います。ただし、必要と認められる場合には上記の方法によらないで、交付決定した補助金の一部について補助事業の期間中に概算払いをすることができます。

(4)取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。なお、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

(5)交付決定の取消し等

補助事業者が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）や交付要綱に基づく環境大臣の処分又は指示に違反した等の場合、同法及び交付要綱に基づき、交付決定の取り消しが行われる可能性があります。その場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還していただくこととなります。

(6)その他

上記の他、必要な事項は交付要綱に定めますので、これを参照してください。

補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）１００％同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2) 100％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直前年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3)補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。